

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
 - 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県企業局
 - 福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県病院局
 - 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県議会
 - 福島県議会議事事務局組織規程の一部を改正する訓令
 - 福島県議会議事事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県教育委員会
 - 福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県教育委員会の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県選挙管理委員会
 - 福島県選挙管理委員会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県監査委員
 - 福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島県人事委員会
 - 福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程
 - 福島海区漁業調整委員会

一 八 三 六 三 三 四 三 三 五

- 福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程
- 福島海区漁業調整委員会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程

三 三

福島県訓令第十四号

訓 令

標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程 (趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職務の種類 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第三条に規定する給料表の種類をいう。

二 職制上の段階 福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第六章に規定する職の段階をいう。

（標準的な職）

第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第八号。以下「格付規程」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に廃止前の格付規程の別表の職に任用されている者は、この

訓令の別表第一の職制上の段階に属する職に任用されているものとみなす。
別表第一（第三条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
行政職	危機管理監 本庁部長 会計管理者 出納局長 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 理事 技監 地方振興局長 東京事務所長 ハイテクプラザ所長 県北農林事務所長 農業総合センター所長 県北建設事務所長 労働委員会事務局長	部長
行政職	政策監 知事公室長 風評・風化対策監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 本庁部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 局参事 地方振興局次長 東京事務所次長 消防学校長 環境創造センター副所長 テクノアカデミー郡山校長 県中、会津、相双農林事務所長 農業総合センター副所長 農業総合センター農業短期大学校長 県中、会津若松、いわき建設事務所長 労働委員会事務局次長	部次長
研究職	農業総合センター副所長	
医療職（二）	本庁部次長 部参事 県北、県中、会津保健福祉事務所長 県北、県中、会津保健所長 衛生研究所長	
行政職	本庁課長 本庁室長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 企業誘致担当課長 空港利活用担当課長 復興住宅担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長（研究部長を除く。） 環境創造センター環境放射線センター所長 相双保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 保健所副所長 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、	課長

行政職	医療職（三）	医療職（二）	医療職（一）	研究職
副課長 地方振興局副部長 地方振興局出納室副室	主幹 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 主任専門看護技師	主幹 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 食肉衛生検査所長 衛生研究所支所長 家畜保健衛生所長 主任専門獣医師 主任専門薬剤技師 主任専門医療技師 主任専門放射線技師	本庁課長 主幹 県南、南会津保健福祉事務所長 県南、南会津保健所長 総合療育センター所長 精神保健福祉センター所長 環境医学研究所長	本庁課長 環境創造センター研究部長 ハイテクプラザ副所長 農業総合センター部長 農業総合センター有機農業推進室長 農業総合センター果樹研究所長 農業総合センター畜産研究所長 林業研究センター所長 林業研究センター副所長 水産試験場場長 水産試験場副場長 内水面水産試験場場長 主任専門研究員
				会津、相双保健所部長 児童相談所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園長 郡山光風学園長 大笹生学園長 女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院副学院長 衛生研究所副所長 衛生研究所支所長 計量検定所長 テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜校長 ハイテクプラザ副所長 県南、南会津、いわき農林事務所長 農林事務所次長 農林事務所部長 農林事務所農業普及所長 水産事務所長 病害虫防除所長 農業総合センター事務長 農業総合センター部長 農業総合センター農業短期大学副校長 県南、喜多方、南会津、相双建設事務所長 県北、県中、会津若松、いわき建設事務所次長 富岡土木事務所長 港湾建設事務所長 福島空港事務所長 流域下水道建設事務所長 労働委員会事務局課長

<p>医療職 (二)</p> <p>副課長 南会津保健福祉事務所部長 南会津保健所部長 保健福祉事務所副部長 保健所副部長 食肉衛生検査所次長 衛生研究所副部長 家畜保健衛生</p>	<p>医療職 (二)</p> <p>相双保健福祉事務所副所長 相双保健所長 総合療育センター副所長 総合療育センター診療相談部長 総合療育センター発達障がい者支援センター長</p>	<p>研究職</p> <p>ハイテクプラザ部長 ハイテクプラザ技術支援センター所長 農業総合センター作物園芸部副部長 農業総合センター研究所副所長 農業総合センター研究所分場長 農業総合センター会津地域研究所長 農業総合センター浜地域研究所長 農業総合センター浜地域農業再生研究センター所長 水産試験場相馬支場長</p>	<p>長 大阪事務所次長 北海道事務所次長 消防学校副校長 ふたば復興事務所次長 環境創造センター環境放射線センター次長 環境創造センター福島支所長 南会津保健福祉事務所部長 南会津保健所部長 保健福祉事務所副部長 保健所副部長 児童相談所次長 児童相談所相談室長 障がい者総合福祉センター次長 若松乳児院次長 福島学園副学园长 郡山光風学園次長 大笹生学園次長 総合療育センター事務長 女性のための相談支援センター次長 精神保健福祉センター次長 総合衛生学院事務長 環境医学研究所副所長 計量検定所次長 テクノアカデミー副校長 農林事務所副部長 農林事務所農業普及所次長 大柿ダム管理事務所長 相双農林事務所富岡林業指導所長 水産事務所次長 病害虫防除所次長 家畜保健衛生所次長 農業総合センター安全農業推進部副部長 林業研究センター事務長 水産試験場事務長 内水面水産試験場事務長 課長 相当職以外の建設事務所次長 建設事務所部長 課長 相当職以外の土木事務所長 富岡土木事務所次長 あぶくま高原道路管理事務所長 大峠・日中総合管理事務所長 鮫川水系ダム管理事務所長 港湾建設事務所次長 福島空港事務所次長 流域下水道建設事務所次長</p>
---	--	--	--

<p>医療職 (二)</p> <p>保健福祉事務所課長 保健所課長 食肉衛生検査所</p>	<p>医療職 (二)</p> <p>科部長 科長</p>	<p>研究職</p> <p>ハイテクプラザ科長 ハイテクプラザ技術支援センター科長 農業総合センター科長 農業総合センター研究所科長 農業総合センター浜地域農業再生研究センター科長 林業研究センター部長 水産試験場部長 内水面水産試験場部長 専門研究員</p>	<p>行政職</p> <p>主任主査 通信技術長 地方振興局長 消防学校課長 環境創造センター課長 環境創造センター環境放射線センター課長 保健福祉事務所課長 保健所課長 児童相談所課長 福島学園課長 衛生研究所課長 計量検定所課長 テクノアカデミー学長 テクノアカデミー課長 農林事務所課長 農林事務所農業普及所課長 農業総合センター事務部総務課長 農業総合センター安全農業推進部課長 農業総合センター農業短期大学校部長 農業総合センター農業短期大学校学長 いわき丸船長 いわき丸機関長 いわき丸通信長 あづま船長 拓水船長 建設事務所課長 富岡土木事務所道路・橋梁課長 富岡土木事務所河川・海岸課長 港湾建設事務所課長 福島空港事務所課長 流域下水道建設事務所課長 専門教務主任 専門社会福祉主事 専門身体障害者福祉司 専門児童福祉司 専門知的障害者福祉司 専門心理判定員 専門相談調査員 専門児童指導員 専門生活指導員 専門児童自立支援専門員 専門児童生活支援員 専門保育技師 専門工事検査員 専門技術管理員 専門建築技師 専門電気技師 専門通信技師 専門司書</p>	<p>医療職 (三)</p> <p>副課長 南会津保健福祉事務所部長 南会津保健所部長 保健福祉事務所副部長 保健所副部長 保健福祉事務所出張所長 保健所出張所長 総合療育センター看護部長 総合衛生学院教務部長</p> <p>所次長</p>
---	------------------------------	--	---	--

主任主査

行政職	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	行政職	医療職 (三)		
副主査 副教務主任 副主任社会福祉主事 副主任 身体障害者福祉司 副主任児童福祉司 副主任知的 障害者福祉司 副主任心理判定員 副主任相談調査 員 副主任児童指導員 副主任生活指導員 副主任	看護師長 教務主任 主任看護技師 主任保健技師 主任助産技師	総合療育センター薬剤部長 教務主任 主任栄養技 師 主任獣医技師 主任薬剤技師 主任医療技師 主任放射線技師	医長	主任研究員	主査 地方振興局出張所長 障がい者総合福祉セン ター課長 大笹生学園課長 総合療育センター生活 指導部長 水産事務所課長 農業総合センター事務 部農場管理課長 いわき丸甲板長 いわき丸機関副 長 あづま機関長 あづま通信長 拓水機関長 拓 水通信長 主任主査相当職以外の土木事務所課長 鮫川水系ダム管理事務所課長 教務主任 主任社会 福祉主事 主任身体障害者福祉司 主任児童福祉司 主任知的障害者福祉司 主任心理判定員 主任相 談調査員 主任児童指導員 主任生活指導員 主任 児童自立支援専門員 主任児童生活支援員 主任保 育技師 主任工事検査員 主任建築技師 主任電気 技師 主任通信技師 主任司書 守衛長 副守衛長 車庫長 副車庫長	保健福祉事務所課長 保健所課長 総合衛生学院学 科長 専門教務主任 専門看護技師 専門保健技師 専門助産技師	課長 総合衛生学院学科長 衛生研究所課長 家畜 保健衛生所課長 専門教務主任 専門栄養技師 專 門獣医技師 専門薬剤技師 専門医療技師 専門放 射線技師	主査 上級係員

備考 この表において「課長相当職」は標準的な職が課長の職制上の段階に属する職を、「主任主査相当職」は標準的な職が主任主査の職制上の段階に属する職をいう。

別表第二(第四条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力	技能労務職	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (一)	研究職	行政職	医療職 (三)	医療職 (二)	研究職	
		主任技能員 主任運転手 主任守衛 技能員 運転 手 守衛 主任農場管理員 主任動物管理員 農場 管理員 動物管理員 道路補修員 専門員	教務 看護技師 保健技師 助産技師 専門員	教務 栄養技師 獣医技師 薬剤技師 医療技師 放射線技師 専門員	医員	研究員 専門員	主事 技師 教務 社会福祉主事 身体障害者福祉 司 児童福祉司 知的障害者福祉司 心理判定員 相談調査員 児童指導員 生活指導員 児童自立支 援専門員 児童生活支援員 保育技師 一等航海士 二等航海士 一等機関士 二等機関士 建築技師 電気技師 通信技師 司書 専門員	副教務主任 副主任看護技師 副主任保健技師 副 主任助産技師	副教務主任 副主任栄養技師 副主任獣医技師 副 主任薬剤技師 副主任医療技師 副主任放射線技師	副主任研究員	児童自立支援専門員 副主任児童生活支援員 副主 任保育技師 副主任建築技師 副主任電気技師 副 主任通信技師 副主任司書

部次長											部長
管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術
職場の健全な環境を維持しながら、総室の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	総室の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。	総室の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、部の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	部の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。	部の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。

副課長						課長					
企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力
業務を点検・整理することで課題を把握し、解決の	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。

主任主査											
勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	ための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	

主査												
上級係員												
協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力	判断力	知識・技術
他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。

技能労務職員				係員							
勤務態度	協調性	積極性	知識・技術	勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

(行政経営課)

福島県企業局

福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程をここに公布する。

平成28年 3 月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務の種類 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）第3条に規定する給料表の種類をいう。
- (2) 職制上の段階 福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）第4条、第5条及び第7条に規定する職の段階をいう。

(標準的な職)

第3条 第1条に規定する標準的な職は、別表第1の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第4条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 福島県企業職員の職の格付に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第4号。以下「格付規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の格付規程の格付表の職に任用されている者は、この規程の別表第1の職制上の段階に属する職に任用されているものとみなす。

別表第1（第3条関係）

職務の種類	職 制 上 の 段 階	標準的な職
企業行政職	局長 理事	局長
	局次長 局参事	局次長
	本局の課の課長 販売推進担当課長 局主幹 主幹 事業所長	課長
	副課長 事業所の次長	副課長
	主任主査 事業所の課長 専門電気技師	主任主査
	主査 主任電気技師	主査
	副主査 副主任電気技師	上級係員
	主事 技師 電気技師 専門員	係員

別表第2（第4条関係）

標準的な職	標 準 職 務 遂 行 能 力	
局長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。

	判断力	局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
局次長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
課長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高

		め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
副課長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
主任主査	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。
	育成・指導力	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
主査	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。

		できる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。
	育成・指導力	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
上級係員	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	表現・応対力	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
係員	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	表現・応対力	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。

	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
--	------	-------------------------------------

(経営・販売課)

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程をここに公布する。

平成28年 3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第12号

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職務の種類 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）第3条第1項に規定する給料表の種類をいう。

(2) 職制上の段階 福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）第4条第1項及び第6条に規定する職の段階をいう。

(標準的な職)

第3条 第1条に規定する標準的な職は、別表第1の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第4条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 福島県病院事業職員の職の格付に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第4号。以下「格付規程」という。）は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に廃止前の格付規程の格付表の職に任用されている者は、この規程の別表第1の職制上の段階に属する職に任用されているものとみなす。

別表第1（第3条関係）

職務の種類	職 制 上 の 段 階	標準的な職
病院行政職	局長 理事	局長
病院行政職	局次長	局次長
病院行政職	課長 局主幹 主幹 矢吹、南会津、大野病院事務部事務長	課長
病院医療職(1)	病院長	
病院医療職(2)	主任専門薬剤技師 主任専門医療技師 主任専門放射線技師	
病院医療職(3)	主任専門看護技師	
病院行政職	副課長 宮下病院事務部事務長 矢吹、南会津、大野病院事務部事務次長 診療所次長	副課長
病院医療職(1)	診療所長 病院副院長 病院診療部長	
病院医療職(3)	看護部長	
病院行政職	主任主査 専門心理判定員	主任主査

病院医療職(1)	科部長 科長	
病院医療職(2)	南会津、大野病院薬剤部長 専門栄養技師 専門薬剤技師 専門医療技師 専門放射線技師	
病院医療職(3)	専門看護技師 専門助産技師	
病院行政職	主査 主任心理判定員	主査
病院医療職(1)	医長	
病院医療職(2)	矢吹、宮下病院薬剤部長 主任栄養技師 主任薬剤技師 主任医療技師 主任放射線技師	
病院医療職(3)	看護師長 主任看護技師 主任助産技師	
病院行政職	副主査 副主任心理判定員	
病院医療職(2)	副主任栄養技師 副主任薬剤技師 副主任医療技師 副主任放射線技師	
病院医療職(3)	副主任看護技師 副主任助産技師	上級係員
病院行政職	主事 技師 心理判定員 専門員	
病院医療職(1)	医員	
病院医療職(2)	栄養技師 薬剤技師 医療技師 放射線技師 専門員	係員
病院医療職(3)	看護技師 助産技師 主任准看護技師 副主任准看護技師 准看護技師 専門員	
技能労務職	主任運転手 主任調理員 主任ボイラー技士 運転手 調理員 ボイラー技士 専門員	

別表第2 (第4条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力	
局長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導すること

		ができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
局次長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
課長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
副課長	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。

	企画・改善力	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。
	管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
	育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
主任主査	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
	企画・改善力	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。
	育成・指導力	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
主査	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。
	育成・指導力	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を

		遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
上級係員	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	表現・応対力	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
係員	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
	創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
	表現・応対力	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。
技能労務職員	知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
	積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
	協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。
	勤務態度	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

(病院 経 営 課)

福島県議会

福島県議会訓令第一号

福島県議会事務局

福島県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局組織規程(昭和三十五年福島県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十五 専門員

第三条第二項中「、図書主任」を削る。

第四条第十一項中「及び図書主任」を削り、同条に次の一項を加える。

16 専門員は、上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総 務 課)

福島県議会訓令第二号

福島県議会事務局

福島県議会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県議会議長 杉 山 純 一

福島県議会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程

(趣 旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職務の種類 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第三条第一項及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県

部長	標準的な職	知識・技術 職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる	標準職務遂行能力	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	技能労務職	主任主査	課長補佐	課長 局主幹 主幹	事務局長	事務局長				
	主任運転手 運転手 専門員						主事 専門員	副主査	係長 主査	主任主査	課長 局主幹 主幹	事務局長次長 局参事	事務局長	課長	課長	課長
							員	係員	上級係員	主査	主任主査	副課長	課長	部次長	部長	

別表第二(第四条関係)

規則第八十一号) 第三条に規定する給料表の種類をいう。
 二 職制上の段階 福島県議会議事事務局組織規程(昭和三十五年福島県議会議訓令第一号) 第三条第一項に規定する職の段階をいう。
 (標準的な職)
 第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。
 (標準職務遂行能力)
 第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。
 附 則
 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 別表第一(第三条関係)

部次長	判断力	企画・改善力	折衝・調整力	管理・統率力	育成・指導力	積極性	知識・技術	判断力	企画・改善力	折衝・調整力	管理・統率力
	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。

		副課長						課長			
企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力
業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。

						主任主査					
勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	方策を見出し、既存の業務を改善することができる。

												主査
上級係員												
協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力	判断力	知識・技術
他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。

												係員
技能労務職員												
勤務態度	協調性	積極性	知識・技術	勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	

福島県教育委員会

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、市町村立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。）の職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職務の種類 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第四条に規定する給料表の種類をいう。
- 二 職制上の段階 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第八十二条において準用する第六十条及び市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則（昭和三十三年人事委員会規則第五号）第三条の規定によりその例によるものとされる福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第九条に規定する職の段階をいう。

(標準的な職)

第三条 第一条に規定する標準的な職は、教育職員にあつては別表第一の一の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ同表の下欄に、教育職員以外の職員にあつては別表第一の二の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二の一の表及び二の表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

一 教育職員

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
教育職	校長	校長
	教頭	教頭
	教諭	教諭
	講師	講師
	養護教諭	養護教諭
	栄養教諭	栄養教諭
	臨時任用職員	臨時任用職員

二 教育職員以外の職員

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
行政職	主任主査	主任主査
	主査	主査
医療職（二）	主任栄養技師	主任栄養技師
	副主査	副主査
	副主任栄養技師	副主任栄養技師
	主事	主事
	栄養技師	栄養技師
	係員	係員

別表第二（第四条関係）

一 教育職員

標準的な職	標準職務遂行能力
校長	使命感・責任感 学校の責任者としての使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、管理及び指導の両面において責任を

教諭			教頭						
指導力	課題解決力	使命感・責任感	調整力	意欲・向上心	統率力	課題解決力	意欲・向上心	統率力	課題解決力
専門的な知識及び技能を身に付けており、児童生徒	課題解決のために、見通しを持って主体的かつ計画的に職務を遂行することができる。	教育公務員としての高い倫理観及び組織の構成員としての自覚を持ち、職務を遂行することができる。	校長の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	学校の教育力向上のために、様々な工夫及び改善に意欲的に取り組むことができる。	学校の指導の下、教職員の状況を把握し、的確な助言をすることにより連携・協力を深め、教職員を一体にまとめることができる。	学校の課題を把握し、校長の意向を受け、解決のための基本的な方針を示すことができる。	学校の管理者としての使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、校長の意を体して管理及び指導の両面において責任を持って学校経営に参画できる。	学校の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行い、組織を生かした学校経営ができる。	学校の課題を把握し、解決のための方針を示すことで、教育効果の高い学校経営ができる。

主任主査			標準的な職			臨時任用職員		
専門性	課題解決力	使命感・責任感	調整力	意欲・向上心	統率力	協調性	意欲・向上心	統率力
職務に必要な知識及び技術を生かし、職務を迅速かつ的確に処理するとともに、学校事務の共同・連携実施において、他の事務職員に的確な指導助言をす	課題解決のための企画を立案したり、効果的な方策を見出したりしながら、既存業務の改善に努めることができる。	公務員としての高い倫理観を持ち、学校運営全体を見渡しながら主体的に職務を遂行することができる。	標準職務遂行能力	研究及び修養に励み、向上心を持って、意欲的に職務を遂行することができる。	他の教職員との協力により、円滑に職務を遂行するとともに、関係機関に対して適切に対応することができる。	指導及び助言を生かして、課題解決に取り組むことができる。	職務に必要な知識及び技術を生かし、職務を的確に遂行することができる。	他の教職員との協力により、円滑に職務を遂行するとともに、関係機関に対して適切に対応することができる。

主査					上級係員				
使命感・責任感	意欲・向上心	専門性	課題解決力	協調性	使命感・責任感	意欲・向上心	専門性	課題解決力	協調性
公務員としての高い倫理観及び組織の構成員としての自覚を持ち、主体的に職務を遂行することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持つて行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	課題を把握し、工夫及び改善をしながら主体的に課題解決に当たることができる。	職務に必要な知識及び技術を生かし、職務を的確に行うことができる。	組織の一員としての自覚を持ち、法令及び服務規律を守りながら職務を遂行することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持つて行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	課題を把握し、工夫及び改善をしながら主体的に課題解決に当たることができる。	職務に必要な知識及び技術を生かし、職務を的確に行うことができる。

係員				
使命感・責任感	意欲・向上心	専門性	課題解決力	協調性
組織の一員としての自覚を持ち、法令及び服務規律を守りながら職務を遂行することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持つて行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	指導及び助言を生かしながら、見通しを持って計画的に職務を遂行することができる。	他の教職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持つて行動することができる。

福島県教育委員会訓令第3号

本 庁 機 関
教育委員会の所管に属する教育機関

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。
平成二十八年三月二十九日 福島県教育委員会

（趣旨）
福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。
（定義）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職務の種類 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）第三条に規定する給料表の種類をいう。
- 二 職制上の段階 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十九条において準用する第三十七条及び第六十条（第八十二条において準用する場合を含む。）、福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）第十五条から第

（義務教育課）

十七条まで、福島県教育センター組織規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号）第二条から第六条まで、福島県養護教育センター組織規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第四号）第四条から第八条まで、福島県立図書館組織規則（昭和三十四年福島県教育委員会規則第五号）第四条から第八条まで、福島県立美術館組織規則（昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号）第五条から第八条まで、福島県立博物館組織規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号）第五条から第九条まで、福島県自然の家組織規則（平成二十一年福島県教育委員会規則第九号）第二条から第五条まで、福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第二章並びに福島県水産高等学校練習船設置規則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第三号）第五条に規定する職の段階をいう。

（標準的な職）

第三条 第一条に規定する標準的な職は、義務教育諸学校等（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）に勤務する教育職員にあつては別表第一の一の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ同表の下欄に、義務教育諸学校等に勤務する教育職員以外の職員にあつては別表第一の二の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（標準職務遂行能力）

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二の一の表及び二の表に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第四号。以下「格付規程」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に廃止前の格付規程の別表の職に任用されている者は、この訓令の別表第一の一の表又は二の表の職制上の段階に属する職に任用されているものとみなす。

別表第一（第三条関係）

一 義務教育諸学校等に勤務する教育職員

職務の種類		職制上の段階	
校長	副校長	校長	校長
教諭	養護教諭	教頭	教頭
標準的な職		校長	校長

二 義務教育諸学校等に勤務する教育職員以外の職員

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
実習助手 講師 寄宿舎指導員 実習教諭 実習講師 主任実習講師 主任寄宿舎指導員		実習助手
理事 図書館長	部長	部長
行政職 政策監 教育次長 庁参事 教育センター所長 図書館副館長 美術館副館長 博物館副館長	部次長	部次長
行政職 本庁課長 本庁室長 庁主幹 企画主幹 主幹 主任専門文化財主査 教育事務所長 教育事務所次長 教育センター次長 教育センター部長 養護教育センター所長 自然の家所長 福島 橋 福島商業 福島明成 福島工業 福島東 保原 安達 安積 安積黎明 郡山商業 郡山北工業 岩瀬農業 白河 白河旭 会津 葵 会津学鳳 若松商業 会津工業 喜多方 会津農林 磐城 磐城桜が丘 平工業 平商業 原町 相馬農業高等学校事務長 盲学校 聾学校事務長 郡山、あぶくま養護学校事務長	課長	課長
研究職 主任専門学芸員		
行政職 副課長 養護教育センター事務長 図書館企画管理部長 図書館総括司書 自然の家次長 課長相当職以外の県立学校事務長 練習船船長	副課長	副課長
行政職 主任主査 専門建築技師 専門電気技師 専門文化財主査 教育事務所課長 図書館資料情報サービスマン 美術館総務課長 博物館総務課長 専門司書	主任主査	主任主査
教育職 主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 養護教育センター部長		
研究職 美術館学芸課長 博物館学芸課長 専門学芸員		
医療職（二） 科長		

医療職 (二)	医療職 (二)	医療職 (二)	研究職	行政職	医療職 (三)	医療職 (二)	研究職	行政職	医療職 (三)	医療職 (二)	医療職 (二)	研究職	教育職	行政職	医療職 (三)	医療職 (二)
保健技師 看護技師 専門員	栄養技師 専門員	医員	学芸員 専門員	主事 技師 建築技師 電気技師 文化財主事 司書 学校司書 一等航海士 二等航海士 一等機関士 二等機関士 専門員	副主任保健技師 副主任看護技師	副主任栄養技師	副主任学芸員	副主任 副主任建築技師 副主任電気技師 文化財 副主任 副主任司書 副主任学校司書	主任保健技師 主任看護技師	主任栄養技師	医長	主任学芸員	管理主事 指導主事 社会教育主事	主査 主任建築技師 主任電気技師 文化財主査 主任司書 主任学校司書 練習船機関長 練習船通信長	専門保健技師 専門看護技師	専門栄養技師
				係員	上級係員				主査							

技能労務職		標準的な職		校長		教頭	
主任ボイラー技士 主任調理員 ボイラー技士 調理員 甲板長 操機長 司厨長 主任甲板員 主任操機員 主任司厨員 甲板員 操機員 司厨員 主任任用務員 用務員 専門員	主任ボイラー技士 主任調理員 ボイラー技士 調理員 甲板長 操機長 司厨長 主任甲板員 主任操機員 主任司厨員 甲板員 操機員 司厨員 主任任用務員 用務員 専門員	使命感・責任感	使命感・責任感	使命感・責任感	使命感・責任感	課題解決力	課題解決力
標準 職務 遂行能力		学校の責任者として使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、管理及び指導の両面において責任を持って学校経営ができる。	学校の責任者として使命感を持ち、学校の教育目標達成に向け、管理及び指導の両面において責任を持って学校経営ができる。	学校の課題を把握し、解決のための方針を示すことで、教育効果の高い学校経営ができる。	学校の課題を把握し、解決のための方針を示すことで、教育効果の高い学校経営ができる。	学校の課題を把握し、校長の意向を受け、解決のための基本的な方針を示すことができる。	学校の課題を把握し、校長の意向を受け、解決のための基本的な方針を示すことができる。
別表第二(第四条関係)		一 義務教育諸学校等に勤務する教育職員		統率力		統率力	
職務 遂行能力		学校の健全な環境を維持しながら、リーダーシップを発揮し、教職員を一体にまとめることができる。	学校の健全な環境を維持しながら、リーダーシップを発揮し、教職員を一体にまとめることができる。	学校の教育力向上のために、様々な工夫及び改善に意欲的に取り組むことができる。	学校の教育力向上のために、様々な工夫及び改善に意欲的に取り組むことができる。	教職員の状況を把握し、的確な助言をすることにより連携・協力を深め、教職員を一体にまとめること	教職員の状況を把握し、的確な助言をすることにより連携・協力を深め、教職員を一体にまとめること

副課長	課長										
	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力
職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、教育庁の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	

主任主査											
育成・指導力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。		

主査											上級係員	
積極性	勤務態度	知識・技術	判断力	創意工夫力	折衝・調整力	育成・指導力	積極性	勤務態度	知識・技術	判断力	創意工夫力	表現・応対力
能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。

係員											技能労務職員	
積極性	協調性	勤務態度	知識・技術	判断力	創意工夫力	表現・応対力	積極性	協調性	勤務態度	知識・技術	積極性	協調性
能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。

勤務態度

職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

(職員課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十八号

福島県選挙管理委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職務の種類 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項に規定する給料表の種類をいう。

二 職制上の段階 福島県選挙管理委員会規程（昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号）第十二条及び第二十一条に規定する職の段階をいう。

(標準的な職)

第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

職務の種類

職 制 上 の 段 階

標準的な職

別表第二（第四条関係）

行政職						
主事	副主査	主査	主任主査	事務局次長	事務局長	地方事務局長
				主幹	地方事務局次長	
						部長
						部次長
						課長
						主任主査
						主査
						上級係員
						係員

部長	標準的な職	標準職務遂行能力
知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	
判断力	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	
企画・改善力	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。	
折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。	
管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてとめていくことができる。	
育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	

課長												部次長											
折衝・調整力		企画・改善力		判断力		知識・技術		積極性		育成・指導力		管理・統率力		折衝・調整力		企画・改善力		判断力		知識・技術		積極性	
組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。		分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。		分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。		職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。		能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。		部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。		職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。		組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。		事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。		事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。		職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。		能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	

主任主査												主査											
判断力		知識・技術		勤務態度		積極性		育成・指導力		折衝・調整力		企画・改善力		判断力		知識・技術		積極性		育成・指導力		管理・統率力	
状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。		職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。		職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。		能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。		職員的能力等を把握しながら育成及び指導することができる。		組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。		課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。		担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。		職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。		能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。		部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。		職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	

係員	上級係員												
	知識・技術	勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力
	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。

判断力	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。
創意工夫力	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。
表現・応対力	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。
積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
協調性	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。
勤務態度	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

福島県監査委員

福島県監査委員告示第三号

福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程

規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職務の種類 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条

第一項に規定する給料表の種類をいう。
 二 職制上の段階 福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第
 二二号）第四条第一項及び第二項に規定する職の段階をいう。
 （標準的な職）

第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表
 の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりと
 する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
行政職	事務局長	部長
	事務局次長 局参事	部次長
	課長 監査参事 主幹	課長
	副課長	副課長
	主任主査	主任主査
	主査	主査
	副主査	上級係員
	主事 専門員	係員

別表第二（第四条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力
部長	知識・技術 職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
判断力	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等

部次長	
企画・改善力	を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
折衝・調整力	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
管理・統率力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
育成・指導力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
判断力	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。

副課長											課長										
折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性					
組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効果的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効果的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効果的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。					

主査											主任主査										
知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性	育成・指導力	管理・統率力	知識・技術	折衝・調整力	企画・改善力	判断力	知識・技術	積極性					
職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組む姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効果的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効果的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。						

上級係員							判断力	状況把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。				
勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力	判断力
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。

係員							知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。				
勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力	判断力
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。

福島県人事委員会

(監査総務課)

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求

められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職務の種類 福島県人事委員会事務局職員の給与等に関する規程（昭和二十八年福島県人事委員会訓令第2号）の規定によりその例によるものとされる職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項に規定する給料表の種類をいう。

二 職制上の段階 福島県人事委員会事務局組織規則（昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号）第五条に規定する職の段階をいう。

(標準的な職)

第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
行政職	事務局長	部長
	事務局次長	部次長
	課長 主幹	課長
	副課長	副課長
	主任主査	主任主査
	主査	主査
	副主査	上級係員
	主事 専門員	係員

別表第二（第四条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力
部長	知識・技術 職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
判断力	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
企画・改善力	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。
管理・統率力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
育成・指導力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
積極性	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。
知識・技術	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
判断力	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
企画・改善力	事務局の課題を把握し、解決のための基本的な方針を示すことができる。
折衝・調整力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、困難な調整を適切に行うことができる。

副課長	課長	管理・統率力	育成・指導力	積極性	知識・技術	判断力	企画・改善力	折衝・調整力	管理・統率力	育成・指導力	積極性	知識・技術	判断力
	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。	職場の健全な環境を維持しながら、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	分掌する業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	分掌する業務の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。

主任主査	企画・改善力	折衝・調整力	管理・統率力	育成・指導力	積極性	判断力	知識・技術	企画・改善力	折衝・調整力	育成・指導力	積極性
	見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、課の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。

				上級係員							主査	
積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	積極性	育成・指導力	折衝・調整力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度
能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点での確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	課員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点での確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

福島海区漁業調整委員会 (総務審査課)										
福島海区漁業調整委員会告示第四号 福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成二十八年三月二十九日 福島海区漁業調整委員会 会長 新妻 芳 弘										
									係員	
勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	協調性	勤務態度	協調性
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点での確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び技師」を「技師及び専門員」に改める。
第五条に次の一項を加える。

9 専門員は、上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島海区漁業調整委員会告示第五号

福島海区漁業調整委員会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会事務局の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程

（趣旨）

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職並びに職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職務の種類 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項に規定する給料表の種類をいう。

二 職制上の段階 福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）第四条第一項及び第二項に規定する職の段階をいう。

（標準的な職）

第三条 第一条に規定する標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

（標準職務遂行能力）

第四条 前条に規定する標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
-------	--------	-------

行政職	
事務局長 主幹	課長
事務局次長	副課長
主任主査	主任主査
主査	主査
副主査	上級係員
主事 技師 専門員	係員

別表第二（第四条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力
課長	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。
知識・技術	事務局の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。
判断力	事務局の課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。
企画・改善力	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、分掌する業務の調整を適切に行うことができる。
折衝・調整力	職場の健全な環境を維持しながら、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめていくことができる。
管理・統率力	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。
育成・指導力	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を
積極性	

副課長											
知識・技術	判断力	企画・改善力	折衝・調整力	管理・統率力	育成・指導力	積極性	知識・技術	判断力	企画・改善力	折衝・調整力	主任主査
遂行する意識を持って行動することができる。	業務を点検・整理することで業務の状況を把握し、大局的な観点、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	業務を点検・整理することで課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、上司を助け、担当する業務の調整を粘り強く行うことができる。	職場の健全な環境を維持しながら、上司を助け、事務局の総合力を高め、目標等の達成に向けてまとめいくことができる。	部下の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	担当する業務の状況を把握し、組織方針等を踏まえ、結論を的確に見出し、県民の視点で適切に判断することができる。	課題を把握し、解決のための企画を立案し構築したり、効率的・効果的な方策を見出し、既存の業務を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当す	

主査												
育成・指導力	積極性	勤務態度	知識・技術	判断力	創意工夫力	折衝・調整力	育成・指導力	積極性	勤務態度	知識・技術	判断力	創意工夫力
業務の調整を適切に行うことができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び勤務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	組織の方針、自分の意図等を相手に説明し、担当する業務の調整を適切に行うことができる。	職員の能力等を把握しながら育成及び指導することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	職務に取り組み姿勢及び勤務規律を守る意識を持って行動することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改

係員											
勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	創意工夫力	判断力	知識・技術	勤務態度	協調性	積極性	表現・応対力	
職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	自らが創意工夫し、既存の業務の内容及び手段を改善することができる。	状況を把握し、組織方針、上司の指示等を踏まえ、県民の視点で的確に判断することができる。	職務に必要な知識及び技術を有し、活用することができる。	職務に取り組み姿勢及び服務規律を守る意識を持って行動することができる。	他の職員との協力により職務を円滑に遂行する意識を持って行動することができる。	能動的に仕事に取り組み、より高いレベルで職務を遂行する意識を持って行動することができる。	自分の考え、目的等を相手に分かりやすく説明することができる。	善することができる。